

奈良県公安委員会告示第509号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づき、五條市及び十津川村内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して関係者と合意したので、次のとおり公示する。

令和8年9月3日

奈良県公安委員会
委員長 菊池 武之祐

旅客の運送の用に供する自動車が 停車又は駐車をする乗合自動車の停留所		停車又は駐車を する旅客の運送 の用に供する自 動車の範囲	停留所における左欄の停 車又は駐車が道路又は交 通の状況により支障がな いものとなるようにする ため必要と認める事項
停留所名称	所在地		
大塔温泉夢乃湯	奈良県五條市大塔町字井94番地先	「十津川村地 域公共交通」に おける十津川村 営バス（道路運 送法第78条第2 号による自家用 有償旅客運送） の用に供する自 動車に限る。	最左欄の停留所 における左欄の停車又 は駐車は、左欄に係 る運行時間内に限 る。 最左欄の停留所を 使用している一般乗 合旅客自動車運送事 業者と運行時刻につ いて調整を図ること。
塩鶴	奈良県吉野郡十津川村長殿65番地先		
長殿	奈良県吉野郡十津川村長殿282番地先		
長殿発電所	奈良県吉野郡十津川村長殿336番地先		
旭橋	奈良県吉野郡十津川村字宮原761番地先		
小栗栖	奈良県吉野郡十津川村上野地29番地の1先		
上野地	奈良県吉野郡十津川村上野地267番地の1先		
下上野地	奈良県吉野郡十津川村上野地126番地先		
月谷口	奈良県吉野郡十津川村上野地96番地先		
河津谷	奈良県吉野郡十津川村上野地601番地の3先		
高津	奈良県吉野郡十津川村高津602番地先		
高津下	奈良県吉野郡十津川村高津626番地先		
川津西	奈良県吉野郡十津川村川津777番地3先		
川津	奈良県吉野郡十津川村川津765番地先		
津越谷	奈良県吉野郡十津川村川津641番地先		
野広瀬	奈良県吉野郡十津川村川津581番地先		
風屋	奈良県吉野郡十津川村風屋575番地先		
滝川口	奈良県吉野郡十津川村風屋983番地先		
風屋花園	奈良県吉野郡十津川村風屋962番地先		
野尻	奈良県吉野郡十津川村野尻121番地先		
野尻口	奈良県吉野郡十津川村野尻750番地先		
山崎大橋	奈良県吉野郡十津川村山崎306番地先		
池穴南口	奈良県吉野郡十津川村池穴257番地先		
小井	奈良県吉野郡十津川村小井92番地先		
湯之原	奈良県吉野郡十津川村湯之原703番地先		
十津川村役場前	奈良県吉野郡十津川村小原225番地の1先		
十津川小原	奈良県吉野郡十津川村小原142番地先		
滝	奈良県吉野郡十津川村小原116番地先		
今戸	奈良県吉野郡十津川村折立130番地先		
折立口	奈良県吉野郡十津川村折立112番地の7先		
折立	奈良県吉野郡十津川村折立345番地の2先		

折立山崎	奈良県吉野郡十津川村折立612番地先		
込之上	奈良県吉野郡十津川村込之上92番地先		
下込之上	奈良県吉野郡十津川村込之上224番地先		
豆市	奈良県吉野郡十津川村平谷52番地の 7 先		
鈴入	奈良県吉野郡十津川村平谷142番地先		
平谷口	奈良県吉野郡十津川村平谷250番地先		
十津川温泉	奈良県吉野郡十津川村平谷498番地先		
蕨尾口	奈良県吉野郡十津川村平谷667番地先		
蕨尾	奈良県吉野郡十津川村平谷675番地先		
櫟砂古	奈良県吉野郡十津川村桑畑195番地先		
桑畑小井	奈良県吉野郡十津川村桑畑144番地の 2 先		
果無隧道口	奈良県吉野郡十津川村桑畑115番地先		
桑畑	奈良県吉野郡十津川村桑畑96番地先		
桑畑隧道口	奈良県吉野郡十津川村桑畑 1 番地先		
二津野	奈良県吉野郡十津川村七色154番地先		
七色	奈良県吉野郡十津川村七色253番地先		